

資料館協議会委員公募要領

佐久市教育委員会 社会教育部 文化振興課

次のとおり公募に係る条件その他必要な事項を定め、資料館協議会の委員を公募します。

1 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

名 称	資料館協議会
設 置 目 的	この協議会は、重要文化財旧中込学校及び資料館の運営に関する諮問機関として設置しています。
所 掌 事 務	1 重要文化財旧中込学校及び資料館の運営に関すること

2 公募の趣旨

佐久市では、政策決定過程への市民参画を促進し、広く市民の皆さんの意見を聴くことにより、総合計画や行政改革大綱に掲げる「市民協働」を実現するための手段の1つとするよう、市民の皆さんに審議会等の委員になっていただく審議会等の委員の公募制度を設けています。

資料館協議会については、その設置目的や所掌する事務の内容から、市民の皆さんの意見を聴き、政策に反映させることが必要な機関であることから、同制度を適用し、委員の公募を行おうとするものです。

3 公募委員数

募 集 人 員	2人（委員総数10人以内）
---------	---------------

4 申込資格

申 込 資 格	次のすべてに該当する方に申込みの資格があります。 1 年齢が満18歳以上の方 2 ①佐久市内に住所を有する、②佐久市内の事業所に勤務する、 ③佐久市内の学校等に在学する、のいずれかに該当する方 3 市税を滞納していない方 4 佐久市の他の審議会等の委員となっていない方 5 佐久市市議会議員または佐久市職員でない方 6 平日（昼間）に開催する会議に出席できる方
---------	---

	<p>7 所掌する事務と密接な利害関係がないと認められる方</p> <p>8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の構成員ではない方</p>
基準日	申込日

5 申込みに必要な書類及びその様式

必要書類	<p>1 資料館協議会公募委員申込書</p> <p>2 「市税滞納」の確認に係る承諾書(※自署又は記名押印が必要)</p>
様式	<p>1 資料館協議会公募委員申込書(別添様式1)</p> <p>2 「市税滞納」の確認に係る承諾書(別添様式2)</p> <p>(様式は、文化振興課文化財事務所又は市のホームページで入手できます。)</p>

6 申込方法及び期限

申込方法	<p>別添の申込書に必要書類を添えて、次の方法により申し込んでください。</p> <p>1 持参(佐久市教育委員会文化振興課文化財事務所窓口)</p> <p>2 郵送(宛先: 385-0051 佐久市中込 2913 番地 佐久市教育委員会 文化振興課文化財事務所宛て)</p> <p>3 メール(メールアドレス: bunkazai@city.saku.nagano.jp)</p> <p>4 ファックス(ファックス番号: 0267-63-5322)</p>
申込期間	<p>令和7年7月15日(火) 午前8時30分から令和7年8月4日(月) 午後5時15分まで ※郵送の場合は、当日必着</p>
その他	<p>「3 メール」及び「4 ファックス」により申込された方については、後日、「市税滞納」の確認に係る承諾書をあらためて提出いただく必要があります。(自署又は記名押印した原本が必要なため。)</p>

7 選考方法

選考方法	<p>申込者が募集人員を超えた場合は、公開の抽選によります。</p> <p>1 日時: 令和7年8月5日(火) 午前10時</p> <p>2 場所: 佐久市教育委員会 文化振興課文化財事務所 会議室</p>
------	---

8 選任時期及び任期

選任時期	令和7年9月1日(月)予定
任期	選任の日から2年間

9 委員報酬等の有無及び金額

種別	報酬	費用弁償
有無	有	有
金額	1日あたり6,500円 (会議等が半日で終わる場合は、 この半額)	旅費 1kmあたり37円 (車で来庁する場合)

10 その他

特記事項	1 申込者が募集人員に満たない場合であっても、再募集はしません。 2 委員に委嘱されたのちに申込資格を満たさない状況になったときは、任期途中においても委員の資格を失います。
問合せ先	佐久市教育委員会 文化振興課 文化財保護係 電話番号： 0267-63-5321 (直通)